

兵庫県公報

平成28年10月11日 火曜日 第 2840 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ ツキノワグマの捕獲等の制限（鳥獣対策課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 平成28年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢対策課）	8
○ 二級河川洲本川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
正 誤	
○ 平成28年8月30日付け兵庫県公報第2828号中	13

告 示

兵庫県告示第876号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年9月28日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	道谷池地区	平成28年10月11日から 同 月31日まで	たつの市役所
農村地域防災減災事業	安福田白池地区	平成28年10月11日から 同 月31日まで	三木市役所

兵庫県告示第877号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおりツキノワグマの捕獲等を制限する。

なお、平成8年兵庫県告示第1506号（クマの捕獲禁止）は、平成28年11月14日限り、廃止する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 捕獲等を行うことができる区域
本州部
- 2 捕獲等を行うことができる期間
平成28年11月15日から同年12月14日まで
- 3 2の期間における捕獲等を行うことができる数
原則、狩猟者1人あたり1頭
- 4 その他の制限
2の期間における捕獲等を行う場合は、あらかじめ知事の承認を受ける必要があり、その狩猟者の承認数は140人まで



兵庫県告示第878号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区余部字一ノ谷2818、2818の1、2821、2822の1、2827の1、2833、2834、字サンジ屋敷2806、2813、2813の1、字大平2846・2846の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採を行うことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第879号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
高砂工業所長 落 合 計 夫
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号ハ 遠心分離機	
能	力	9 kg/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～17時 4.5時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3～4	3～4
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	43	60
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	240 未満	240
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	1 未満	1
	塩化ビニルモノマー (単位 mg/L)	0.1 未満	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3 未満	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.15	0.28

備考 当該施設使用時は、同能力の既存特定施設を停止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年10月11日から同年11月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第880号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
工場長 山本正人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設		71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設	
能	力	6 m ³		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後14日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12~13	12~13	—	—
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20,000	20,000	—	—
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	10	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1,800	1,800	0.06未満	0.06 未満
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	—	—	1,000,000	1,000,000
	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.04未満	0.04 未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		3	3	2.5	2.5

備考 既存の特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年10月11日から同年11月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第881号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

- イ 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程
- ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程
- エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程

4 特定工程後の工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

- (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程
 - 基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- (2) 建て方工事に関する特定工程後の工程
 - 次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程を特定工程後の工程とする。
 - ア 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事の工程
 - イ 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
 - ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程
 - エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条第1項又は第85条第5項の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則

- 1 平成24年兵庫県告示第631号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成29年3月31日限り廃止する。
- 2 この告示の規定は、平成29年4月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出される建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出されるものについては、なお従前の例による。

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
6	佐用郡佐用町佐用字中町3005番8	287.90	宅地
7	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地

8	たつの市龍野町北龍野字的場261番7	297.62	宅地
9	赤穂市塩屋字ヲハブ2126番9	591.80	宅地
10	丹波市柏原町柏原字新町端北818番	908.23	宅地
11	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅地ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ

- (2) 配布期間及び申込期間

平成28年10月11日（火）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号6、7、8

ア 場所

上郡郡上郡町光都2-25

西播磨総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年11月 2日（水）午後 1時30分から

(2) 物件番号 9

ア 場所

赤穂市海浜町139番

赤穂高等学校会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年11月 7日（月）午後 2時から

(3) 物件番号10

ア 場所

丹波市柏原町柏原688番

柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年11月 8日（火）午後 2時から

(4) 物件番号11

ア 場所

洲本市塩屋 2—4—5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年11月 9日（水）午後 2時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



平成28年度兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成28年9月21日に次の者を表彰した。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 氏名 足立正喜

(2) 住所 朝来市

(3) 功績内容

永年にわたって、ボランティアカメラマンとして地域の小学校の通学風景や行事写真の制作、配布に尽くされる傍ら、小学校の花壇の植栽活動に尽くされ、こころ豊かな地域社会づくりに活躍されている。

- 2 (1) 氏名 池内孝子
(2) 住所 西宮市
(3) 功績内容
永年にわたって、西宮交通安全協会常任理事兼婦人部長、西宮地域交通安全活動推進委員協議会会長として地域の交通事故防止に尽くされ、現在も交通安全の意識啓発イベントの運営に活躍されている。
- 3 (1) 氏名 池脇政子
(2) 住所 淡路市
(3) 功績内容
永年にわたって、保健師として地域住民の健康づくりに尽くされる傍ら、兵庫県在宅保健師の会会長として組織強化に尽くされ、現在も関西医療大学非常勤講師、家の光協会嘱託講師として高齢者の健康づくりに活躍されている。
- 4 (1) 氏名 上野 侃
(2) 住所 福崎町
(3) 功績内容
永年にわたって、養護老人ホーム楽久園施設長として高齢者福祉の向上に尽くされ、現在も社会福祉法人楽久園会理事長として、後進の育成に活躍されている。
- 5 (1) 氏名 大石茂夫
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、兵庫防犯協会副会長、兵庫防犯協会中之島支部名誉支部長として安心・安全な地域づくりに尽くされ、防犯パトロールの運営などに活躍されている。
- 6 (1) 氏名 岡部政人
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、神戸市老人クラブ連合会副理事長や東灘区老人クラブ連合会会長、上御影若菜会会長として高齢者福祉の向上に尽くされ、現在も各団体の代表として、高齢者の健康づくりに活躍されている。
- 7 (1) 氏名 久保田 静子
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容
永年にわたって、わかば学園施設長として障害者福祉に尽くされ、現在もグループホームわかばふれ愛ホーム施設長として、障害者が安心して暮らし、元気に活動できる社会づくりに活躍されている。
- 8 (1) 氏名 小泉 勇
(2) 住所 伊丹市
(3) 功績内容
永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 9 (1) 氏名 児玉 利夫
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、日本民謡兵庫県連合会会長として民謡の発展に尽くされる傍ら、日本民謡二葉会会主として後進の育成に尽くされ、現在も日本民謡・民舞兵庫県連合会相談役として活躍されている。
- 10 (1) 氏名 小林 正義
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 11 (1) 氏名 阪田 政和
(2) 住所 赤穂市
(3) 功績内容

永年にわたって、赤穂警察署地域ふれあいの会連合会長として安心・安全な地域づくりに尽くされ、現在も赤穂中央地域ふれあいの会会長として防犯パトロールの運営などに活躍されている。

12(1) 氏名 島 京 子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、作家として執筆活動を通じて文学界の発展に尽くされる傍ら、小説教室の講師として後進の育成に尽くされ、現在も神戸エルマール文学賞基金委員会代表として活躍されている。

13(1) 氏名 島 田 喜 良

(2) 住所 朝来市

(3) 功績内容

永年にわたって、朝来市少年少女オーケストラ理事長、わだやま国際交流協会相談役として、こころ豊かな青少年の育成や国際交流に尽くされ、地域文化の発展に活躍されている。

14(1) 氏名 杉 本 敏 夫

(2) 住所 相生市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、子宮がん検診の実施に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

15(1) 氏名 空 地 啓 一

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、検診を通じてがんの早期発見に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

16(1) 氏名 高 橋 利 治

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、歯科医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、東灘区歯科医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

17(1) 氏名 田 村 啓 太

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、休日急病診療所への出務などに尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

18(1) 氏名 中 西 進

(2) 住所 明石市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

19(1) 氏名 中 院 利 彦

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、検診を通じてがんの早期発見に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

20(1) 氏名 西 田 久美子

(2) 住所 明石市

(3) 功績内容

永年にわたって、ガールスカウト兵庫県支部長としてガールスカウト活動を通じた青少年の健全育成に尽くされ、現在も兵庫県第12団副団委員長として後進の育成に活躍されている。

21(1) 氏名 林 鉄 二

(2) 住所 豊岡市

(3) 功績内容

永年にわたって、豊岡高年クラブ連合会会長や豊岡市老人クラブ連合会会長として高齢者福祉の向上に
尽くされ、現在も豊岡高年クラブ囲碁部顧問として高齢者の生きがいをづくりに活躍されている。

22(1) 氏名 福 井 すが子

(2) 住所 福崎町

(3) 功績内容

永年にわたって、民生委員児童委員、身体障害者相談員として地域福祉の向上に尽くされ、現在もミニ
デイサービス事業の支援ボランティアや高齢者の見守り、相談に活躍されている。

23(1) 氏名 藤 森 春 樹

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、産業医活
動を通じて産業保健の普及向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍さ
れている。

24(1) 氏名 前 田 章 次

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、カメラマンとして写真文化の発展に尽くされる傍ら、兵庫県写真作家協会理事長とし
て組織強化に尽くされ、現在も同協会展への出展や個展の開催に活躍されている。

25(1) 氏名 道 本 艶 子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、乳幼児健
診や休日急病診療所への出務などに尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍
されている。

26(1) 氏名 本 村 幸 子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、生田交通安全協会理事として地域の交通事故防止に尽くされ、現在も生田交通安全協
会婦人部山手副支部長として、交通安全の意識啓発イベントの運営に活躍されている。

27(1) 氏名 山 本 仁

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・
園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されて
いる。

28(1) 氏名 鷲 尾 弘 志

(2) 住所 三木市

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県議会議員を務め、県政の総合的推進に尽くされ、現在も兵庫県花卉協会会長、
近畿花卉振興協議会名誉顧問として、花き産業の発展のために活躍されている。



二級河川洲本川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川洲本川水系に係る河川整備計画を
定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び洲本土木事務所において公表
する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン三田ウッディタウン店
 所在地 三田市けやき台一丁目8番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	常 松 貞 雄
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
1,563台
 - イ 変更後
1,354台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
出入口1箇所、入口3箇所、出口4箇所
 - イ 変更後
入口3箇所、出口4箇所
- 4 変更年月日
平成29年5月15日
- 5 届出年月日
平成28年9月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年10月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成29年2月13日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市赤坂一丁目445番1から445番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社 代表取締役 阿 部 俊 則

3 許可年月日及び許可番号

平成28年6月23日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－9号（28相生）

正 誤

○平成28年8月30日付け（兵庫県公報第2828号）

兵庫県告示第770号（土地改良区役員の退任及び就任の届出）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	下から6	監 事 北 條 英 幸	同 北 條 英 幸
	下から5	同 藤 本 三 智 一	監 事 藤 本 三 智 一